

事 務 連 絡  
平 成 2 4 年 4 月 2 7 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における入院基本料等の栄養管理体制及び褥瘡対策に係る届出について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、入院基本料等の栄養管理体制及び褥瘡対策に係る届出については、各医療機関からの届出状況等に鑑み、下記のとおりと致しますので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1. 平成24年3月31日時点において「栄養管理実施加算」の届出を行っていない病院であって、入院基本料の栄養管理体制に係る届出（様式第5）又はその猶予の届出（様式第5の2）を行うものについては、4月1日に遡って算定するための提出期限は、5月31日（木）までとすること。  
なお、診療所については様式第5の2の届出は不要としているところ。  
また、管理栄養士の離職又は長期欠勤に伴う様式第5の3の届出は引き続き必要であること。
2. 平成24年3月31日時点において「褥瘡患者管理加算」の届出を行っていない医療機関であって、入院基本料等の褥瘡対策に係る届出（様式第5）を行うものについては、4月1日に遡って算定するための提出期限は、5月31日（木）までとすること。